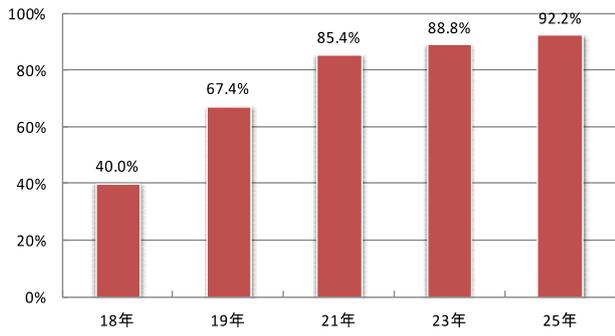
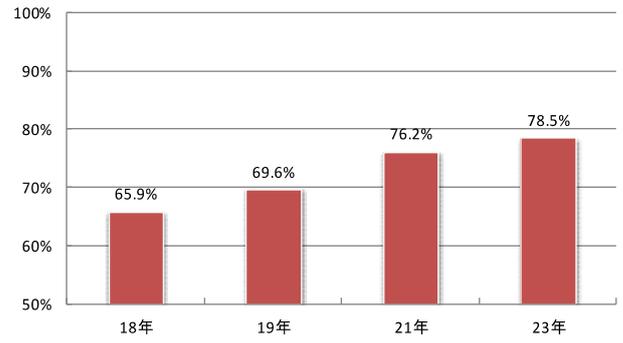


⑮ 学校の安全管理に関する取組状況(2)

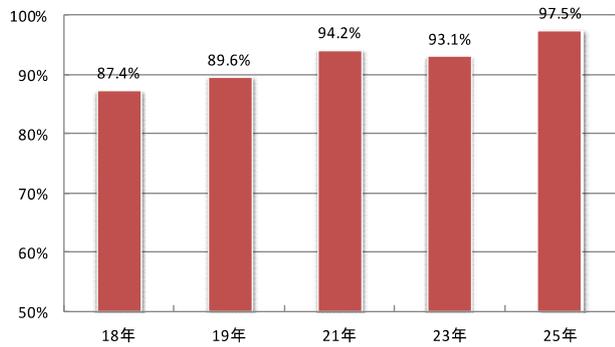
学校における自動体外式除細動器(AED)設置率



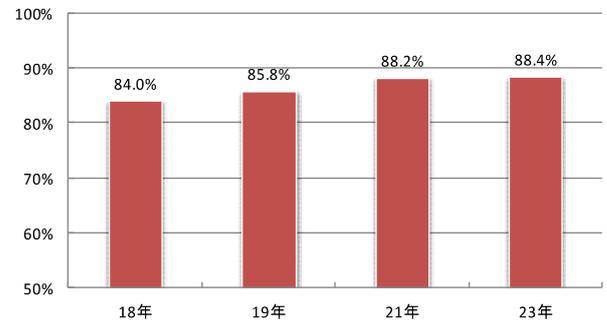
防犯監視システムの整備率



通報システムの整備率



安全を守るための器具の整備率



文部科学省調査

16 これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について (答申のポイント)

背景

- 教育課程・授業方法の改革(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、教科等を越えたカリキュラム・マネジメント)への対応
- 英語、道徳、ICT、特別支援教育等、新たな課題への対応
- 「チーム学校」の実現
- 社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境変化
 - ・大量退職・大量採用→年齢、経験年数の不均衡による弊害
 - ・学校教育課題の多様化・複雑化

主な課題

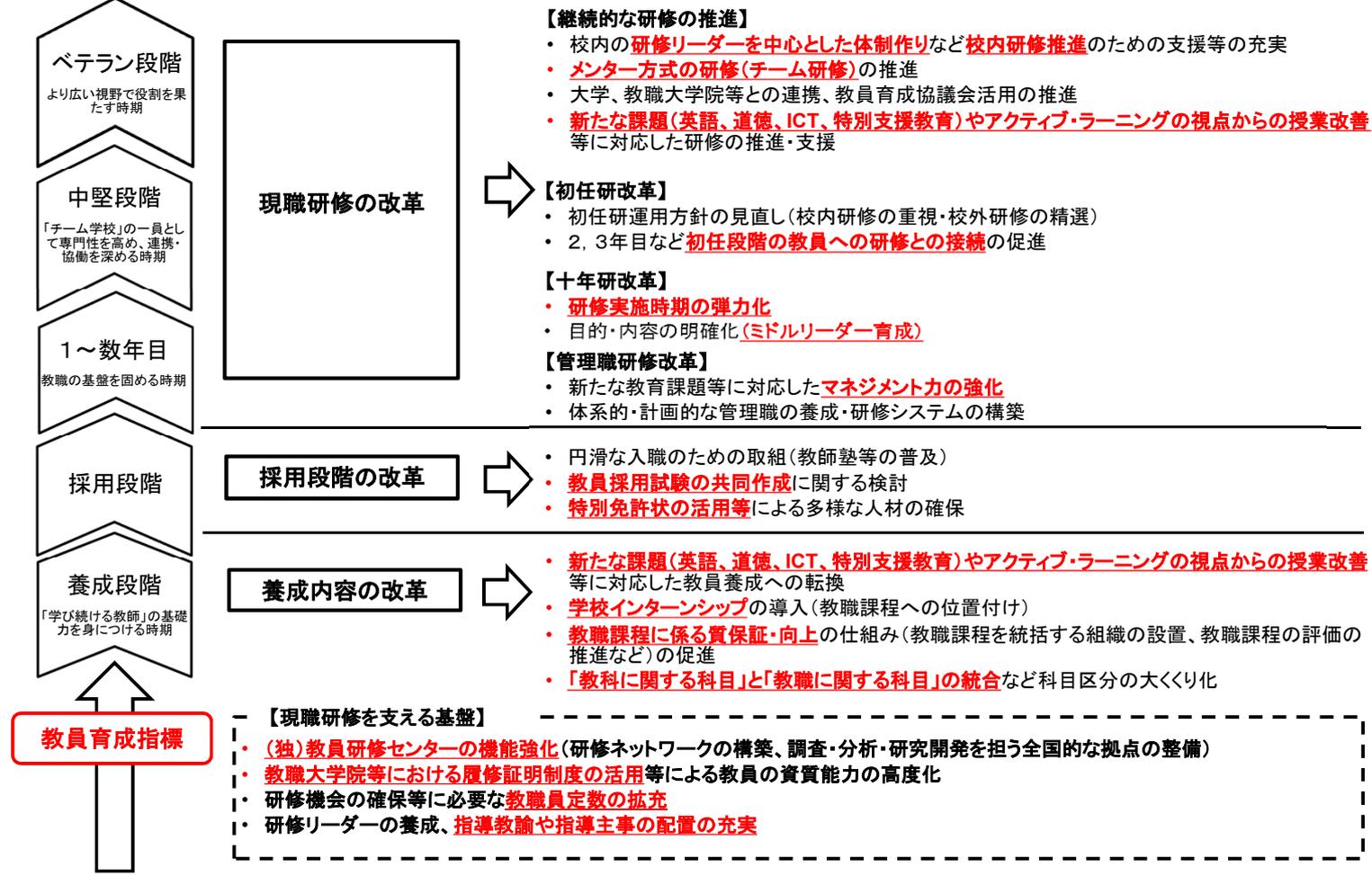
【研修】 ○教員の学ぶ意欲は高いが多忙で時間確保が困難 ○自ら学び続けるモチベーションを維持できる環境整備が必要 ○アクティブ・ラーニング型研修への転換が必要 ○初任者研修・十年経験者研修の制度や運用の見直しが必要	【採用】 ○優秀な教員の確保のための求める教員像の明確化、選考方法の工夫が必要 ○採用選考試験への支援方策が必要 ○採用に当たって学校内の年齢構成の不均衡の是正に配慮することが必要	【養成】 ○「教員となる際に最低限必要な基礎的・基盤的な学修」という認識が必要 ○学校現場や教職に関する実際に体験させる機会の充実が必要 ○教職課程の質の保証・向上が必要 ○教科・教職に関する科目の分断と細分化の改善が必要
--	--	--

- 【全般的事項】**
- 大学等と教育委員会の連携のための具体的な制度的枠組みが必要
 - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の特徴や違いを踏まえ、制度設計を進めていくことが重要
 - 新たな教育課題(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、ICTを用いた指導法、道徳、英語、特別支援教育)に対応した養成・研修が必要

【免許】○義務教育学校制度の創設や学校現場における多様な人材の確保が必要

具体的方策

○ 養成・採用・研修を通じた方策～「教員は学校で育つ」との考えの下、教員の学びを支援～



○ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- ・教育委員会と大学等との協議・調整のための体制(教員育成協議会)の構築
- ・教育委員会と大学等の協働による教員育成指標、研修計画の全国的な整備
- ・国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示、教職課程コアカリキュラムを関係者が共同で作成(グローバル化や新たな教育課題などを踏まえて作成)

現 行

見 直 し の イ メ ー ジ

■の事項は備考において単位数を設定

各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科に関する科目 ※外国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち一以上について修得すること		8	8	4
	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	2
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	6	4
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
教職に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
	各教科の指導法 (一種:2単位×9教科、二種:2単位×6教科)			
	道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位) 特別活動の指導法	22	22	14
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	4	4	4
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		5	5	5
教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目		34	10	2
		83	59	37



各科目に含めることが必要な事項		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	イ 教科に関する専門的事項※「外国語」を追加。 ロ ■各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位以上修得) ※「外国語の指導法」を追加。	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ ■道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	10	10	6
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ ■教職実践演習(2単位)	7	7	7
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の3区分は廃止し、総単位数以外は全て省令において規定。

※「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」においては、アクティブ・ラーニングの視点等を取り入れること。

※教育実習に字校インターンシップを含む場合には、当該字校種の教育実習の機会を確保するため、他の字校種の免許状取得における教育実習の単位流用を認めない場合も考えられる。

16 チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討**を行い、**学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

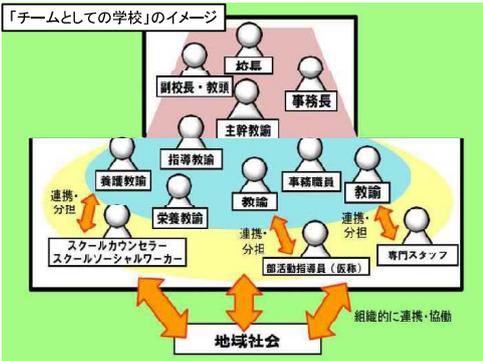
(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

① 教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

② 教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③ 地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

① 管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

② 主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③ 事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

① 人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

② 業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③ 教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

16 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について(中教審答申)の概要

(H27.12.21)

背景

- 地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、**地域の教育力の充実**が必要
- 学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず**社会総掛かりで対応**する必要
- これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤構築等の観点から、**学校と地域がパートナーとして連携・協働**するための**組織的・継続的な仕組み**が必要

主な課題

【コミュニティ・スクール】

- 現在2,389校(約6%)にとどまっており、**更なる推進の加速**が必要
- 元々、学校のガバナンス強化を目的に導入された制度であるが、**学校を応援する存在**とする必要
- 学校運営の責任者である**校長のリーダーシップ**をより一層発揮させる必要
- 教職員の任用に関する意見によって、人事が混乱するのではとの**懸念を払拭**する必要

【地域における学校との協働体制】

- 子供を育て、地域を創るため地域の教育力を向上し、**持続可能な地域社会**を創ることが必要
- 地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える活動の**全国的な推進**が必要
- 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を**総合化・ネットワーク化**することが必要
- 地域住民や学校との連絡調整等を担う**コーディネート機能の強化**が必要

【両者の一体的推進】

- 両者の体制が、相互に補完し高め合う存在として、**両輪となって相乗効果を発揮**していくことが必要
- 学校や地域の実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要

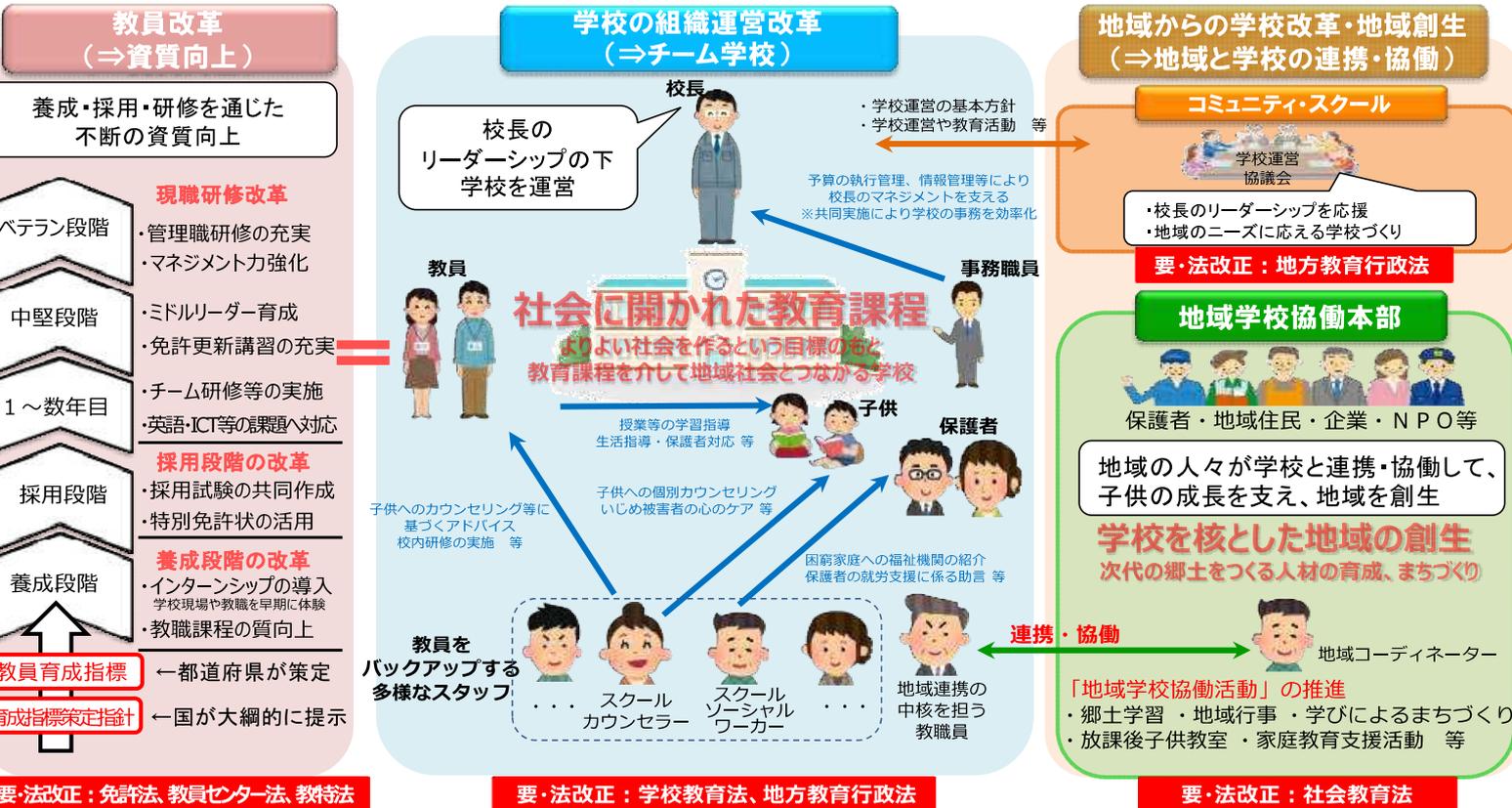
17 「次世代の学校・地域」創生プラン

～中教審3答申の実現に向けて～

答申③←教育再生実行会議第7次提言

答申②←教育再生実行会議第7次提言

答申①←教育再生実行会議第6次提言



「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員定数の戦略的充実

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「地方創生」の実現

18 中教審3答申(平成27年12月21日)における 学校安全に関する記載(一部抜粋)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～(答申)

2. これからの時代の教員に求められる資質能力

学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。…従来指摘されている課題に加え、さきに述べた新しい時代に必要な資質能力の育成, そのためのアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や道徳教育の充実, 小学校における外国語教育の早期化・教科化, ICTの活用, インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた, 発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応, 学校安全への対応, 幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など, 新たな教育課題も枚挙にいとまがなく, 一人の教員がかつてのように, 得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ, これら全ての課題に対応することが困難であることも事実である。

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・養成

- ・ 東日本大震災をはじめとした自然災害や学校管理下における事件・事故災害が繰り返し発生している現状から, 全ての教職員が災害発生時に的確に対応できる素養(知識・技能等)を備えおくことが求められている。このため, 学校安全について, 教員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センターにおける研修と連動した各地方公共団体における研修を充実させる必要がある。
- ・ 地方創生や起業体験など新しい観点を踏まえたキャリア教育, 生徒指導や自然体験活動の充実, 学校安全への対応, 幼小接続をはじめとした学校間連携等も課題とされているところであり, 教職課程においてその取扱いの充実を図るべきである。

チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

（新たな教育課題への対応）

保護者や地域住民の期待に応えるため、土曜日の教育活動への取組や通学路の安全確保対策、感染症やアレルギー対策のような新しい健康問題への対策も求められている。

2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

（教育委員会等による支援）

教職員が安心して教育活動に取り組むことができるよう、学校事故や訴訟が提起された場合など、法令に基づく専門的な対応が必要な事項や子供の安全管理など専門知識等に基づく対応が必要な事項に関し、教育委員会において学校や教職員を支援する体制の整備が重要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

（学校と地域との連携・協働）

子供の安全を確保する観点からも組織的かつ継続的に子供の安全確保に取り組むなど、地域との連携・協働やボランティア等の地域人材との連携・協働は欠かすことのできないものであり、引き続き取組を進めていく必要がある。

（「チームとしての学校」と関係機関等との連携・協働）

従来から、学校は、生徒指導や子供たちの健康や安全、青少年の健全育成等の観点から警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関との連携に取り組んできたところであるが、「チームとしての学校」と関係機関との連携・協働について、組織的な取組を進めていく必要がある。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と 地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿

(2) 子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築

子供たちや学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、また、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を軸に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供たちを支える一体的・総合的な教育体制を構築していくことが重要である。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第3節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策

◆コミュニティ・スクールをはじめとした地域とともにある学校づくりの魅力

（子供にとっての魅力）

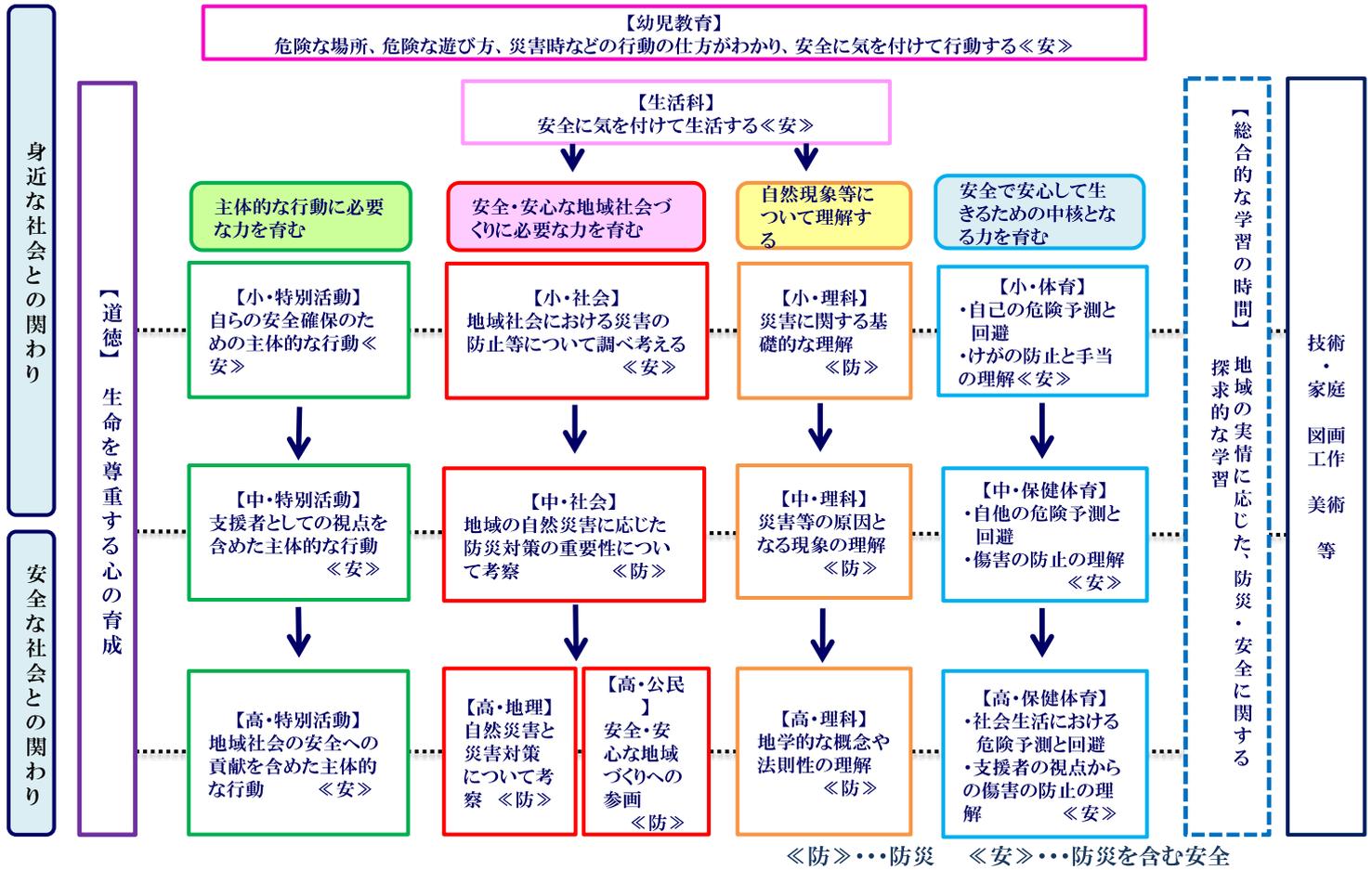
- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、子供たちの命や安全を守ることにつながる。

（地域住民にとっての魅力）

- ・ 防災・防犯等の観点からも、平素からの学校と地域の人々との関係づくりが、地域の安全を守ることにつながる。

19 防災を含む安全に関する教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



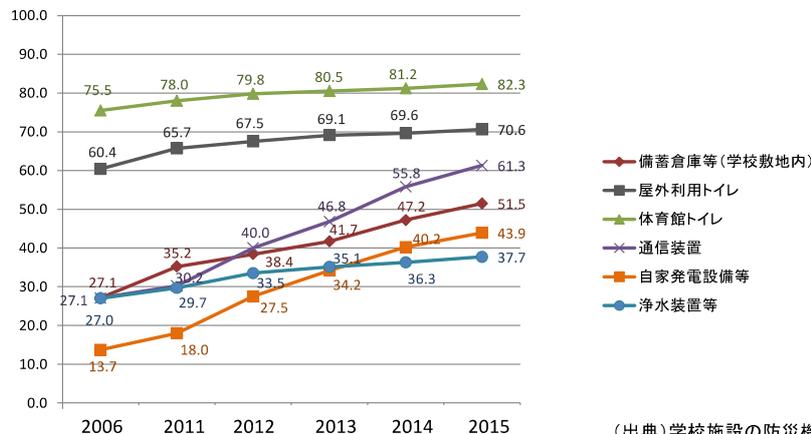
20 防災関係施設・設備の整備状況

学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、学校施設における防災機能の強化が必要。

【避難所に指定されている公立学校の数・割合（2015年5月現在）】

学校種別	全学校数(校)	避難所指定学校数(校)	割合(%)
小・中学校	29,851	28,177	94.4
高等学校	3,593	2,640	73.5
中等教育学校	31	20	64.5
特別支援学校	1,039	409	39.4
合計	34,514	31,246	90.5

【学校の防災関係施設・設備の整備割合の推移】



㉑ 公立学校施設の耐震化の状況

公立小中学校の耐震化については、おおむね完了したところ。

校舎等の耐震化 (公立小中学校)

「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成28年4月1日)」

○ 耐震化率: **98.1%** (前年度 95.6%)

○ 耐震化の進捗状況

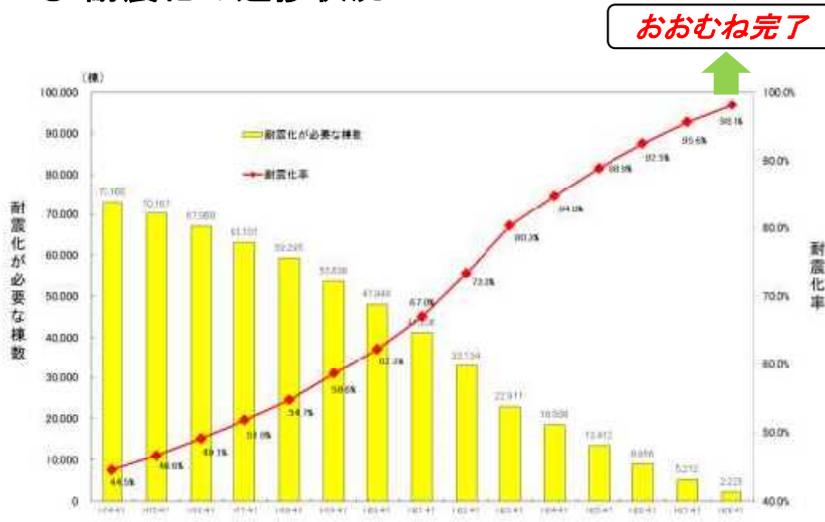
○ 耐震性がない建物

(耐震診断未実施の建物を含む): **2,228棟**
(前年度 5,212棟)

● このうち、倒壊の危険性が高い施設
(Is値0.3未満): **397棟**
(前年度 814棟)

○ 各自治体の耐震化の状況

	平成27年度	平成28年度
耐震化率100%達成	1,200自治体 (67.4%)	1,453自治体 (81.6%)
耐震化未完了	580自治体 (32.6%)	327自治体 (18.4%)



おおむね完了

吊り天井などの非構造部材 (公立小中学校)

○ 吊り天井について

落下防止対策実施率: **95.0%** (前年度 85.5%) → おおむね完了

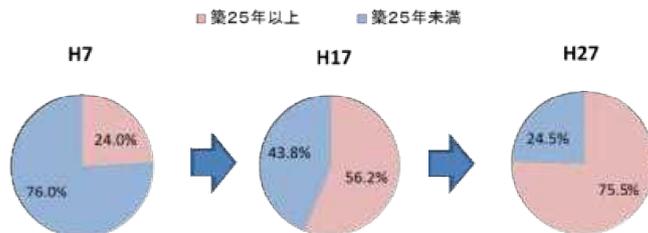
○ 吊り天井以外の非構造部材について

点検実施率: **94.4%** (前年度 93.0%) 対策実施率: **71.1%** (前年度 64.5%)

㉒ 公立学校施設の老朽化の状況

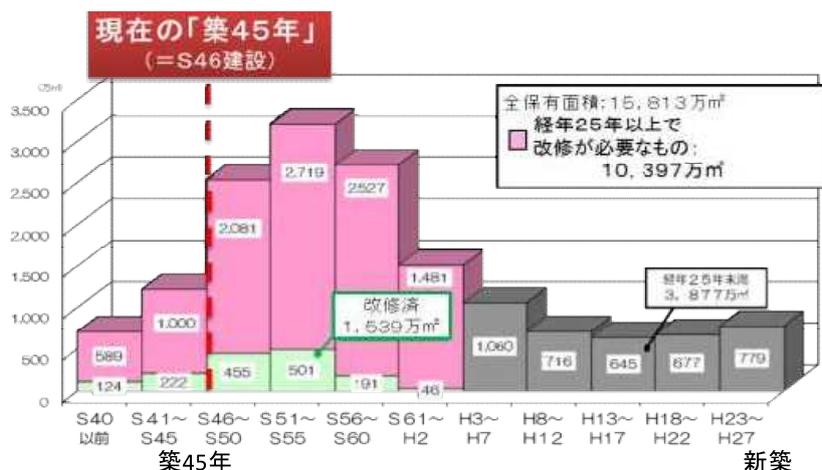
これまで耐震化を最優先に進めてきたが、その一方で、教育面や安全面・機能面で老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加。第2次ベビーブーム期にあわせて建築された学校が、今後「築45年」を迎え(現在の平均的な改築時期が築45年)、老朽施設ストックの更新時期が一斉に到来。

【築25年以上経過した学校施設がこの20年で急増】



※ 保有面積中の築25年経過した学校施設の割合を記載

【建築年代別の学校施設(平成27年5月1日現在・公立小中学校)】



⑳ 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化の状況

国立大学等の施設は、昭和40年代から50年代に整備された施設が多く、耐震対策を優先的に進めてきた結果、耐震化はおおむね完了した一方、施設の老朽化が進行し、安全面・機能面に深刻な課題がある。

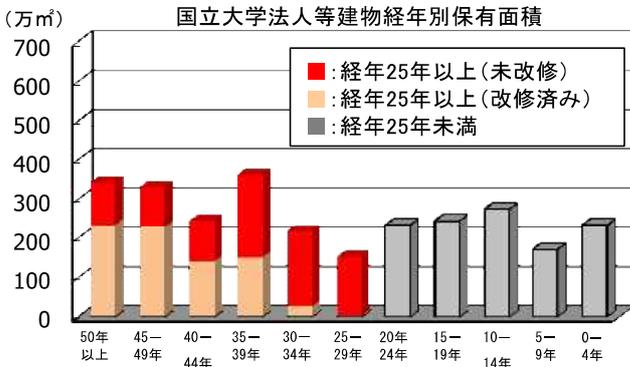
耐震化の状況 (H28.5.1時点)

- 耐震化率: **97.9%**
- 吊り天井の落下防止対策実施率: **93.6%**

老朽化の状況 (H28.5.1時点)

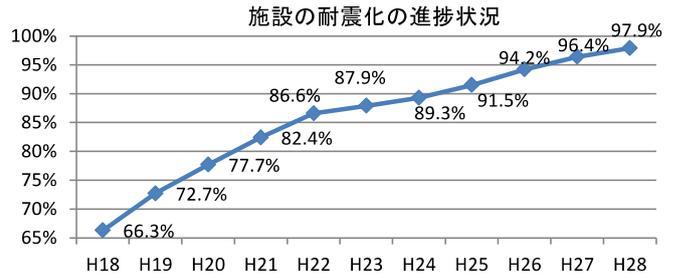
◆施設

- 経年25年以上の老朽施設:
約1,659万㎡(保有面積の約59%)
- 建築後50年以上の建物:
今後5年で倍増(12.2%→23.9%)

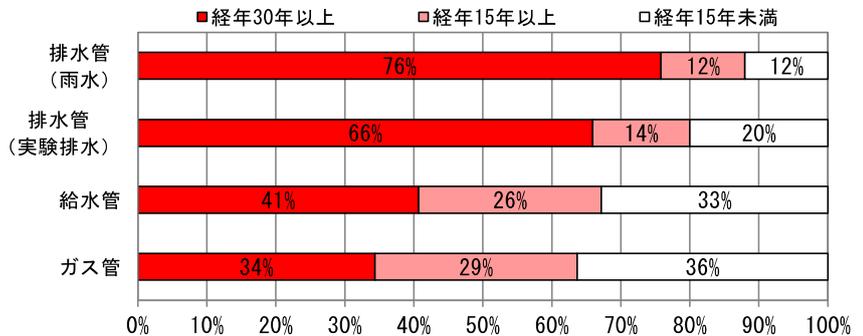


◆基幹設備(ライフライン)

- 施設の老朽化により、安全面・機能面両面で様々な事故・不具合が発生
- 整備後30年を超えると長期利用停止につながる事故発生が急増
※基幹設備(ライフライン)の耐用年数はおおむね15年



ライフラインの老朽化の状況



㉑ 私立学校施設の耐震化の状況

私立学校施設の耐震化は大幅に遅れている状況であり、耐震化の一層の促進が課題。

校舎等の耐震化

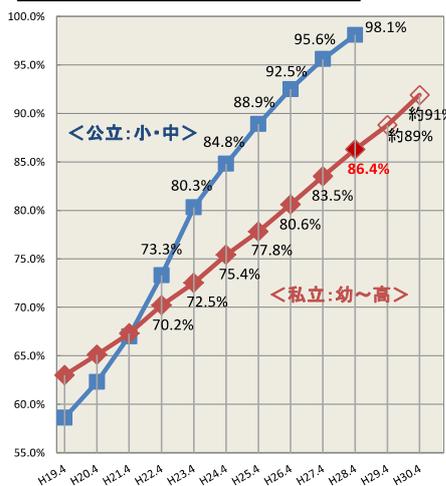
幼稚園・高校等

- 耐震化率: **86.4%**
→ 公立小中学校と比べ11.7ポイントの遅れ
- 耐震性がない建物: **2,821棟**
※耐震診断未実施の建物を含む
- 耐震診断実施率: **78.6%**

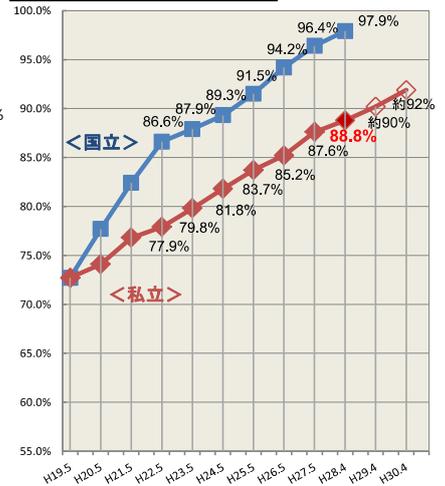
大学等

- 耐震化率: **88.8%**
→ 国立大学と比べ9.1ポイントの遅れ
- 耐震診断実施率: **84.2%**

幼稚園・高校等の耐震化率の推移



大学等の耐震化率の推移



吊り天井などの非構造部材

幼稚園・高校等

- 落下防止対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数: **1,067棟**
(全棟数4,494棟の23.7%)
- ①以外の耐震点検実施率: **67.3%**
- ①以外の耐震対策の実施率: **58.0%**

大学等

- 落下防止対策が未実施の吊り天井を有する屋内運動場等の棟数: **1,255棟**
(全棟数2,578棟の48.7%)
- ①以外の耐震点検実施率: **71.8%**
- ①以外の耐震対策実施率: **65.2%**

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

平成24年度に全国で実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、関係機関が対策を進めているところですが、平成27年度末時点の対策の実施状況を以下のとおり取りまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成27年度末時点)

	箇所数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	68,931
教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,410
道路管理者による対策箇所	45,060	40,793
警察による対策箇所	19,715	19,479

- ※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。また、各実施機関による対策箇所数は、前回取りまとめ時点から一部変更されている。
- ※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・ 緊急合同点検実施学校数 20,160 校
- ・ 緊急合同点検実施箇所数 80,161 箇所
- ・ 対策必要箇所 74,483 箇所